

安全保障関連２法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書

平成２７年９月１９日、参議院本会議において安全保障関連２法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）が可決され、成立しました。

この法律は、歴代の自由民主党政権が憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使を可能とするもので、国会の審議を通じて憲法違反の法律であることが明白となっています。戦闘地域での兵站活動、戦乱の続く地域での治安維持活動、核兵器・毒ガス兵器・劣化ウラン弾やクラスター爆弾まで輸送できるとする後方支援活動は憲法９条が禁じる武力行使そのものであり、圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が「違憲」と断じたことは極めて重大です。

国会審議の中では、自衛隊の内部文書も明らかになり、「軍軍間の調整所の設置」や「南スーダンのPKO活動での駆けつけ警護の実施」など、国会と国民にも示されないまま、安全保障関連法の成立を前提とした詳細な部隊運用計画が作成されていたことは極めて重大な事態です。

この法案に対し、戦争体験者や全国各地の大学人からは、反対声明やアピールが相次ぎ発表されました。審議をすればするほど、地域や世代を超えて、「反対」の声が広がり、各種世論調査でも、「今国会で成立させるべきでない」が６割を超え、「政府の説明が不十分」とするものが８割を超えていることは、国民の理解が得られていないことを示すものです。

憲法９８条は、最高法規である憲法に反する法律は効力を持たないとし、第９９条で、大臣、国会議員などの憲法尊重擁護義務を課していることから、憲法違反の、戦争につながる安全保障関連２法は廃止すべきです。

よって、下記事項について措置されるよう強く要請します。

記

- 1、安全保障関連２法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）は廃止にすること。
- 2、集団的自衛権の行使を容認した平成２６年７月の閣議決定を撤回すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２７年１２月１７日

宮城県美里町議会議長 吉田眞悦

衆議院議長 大島理森 殿

参議院議長	山	崎	正	昭	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿
外務大臣	岸	田	文	雄	殿
防衛大臣	中	谷		元	殿

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	山	崎	正	昭	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
法務大臣	岩	城	光	英	殿